

## 九都県市低公害車指定指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、地球温暖化対策に配慮しつつ、第34回七都県市首脳会議（平成7年11月21日開催）の合意に基づき、低公害車の普及拡大を図るため、九都県市低公害車指定制度の基本的事項について定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で同法第75条第1項に規定する型式指定を受けた自動車並びにその他同法の規定により運行の用に供することが可能な構造及び装置に係る要件を備えた自動車をいう。ただし、原動機の動力源が電気であるものについては、別に定める道路運送車両を含む。
- 二 「大気保全専門部会」とは、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会をいう。
- 三 「低排出ガス実施要領」とは、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）をいう。
- 四 「2016年規制」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第826号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）に規定する排出ガス規制をいう。
- 五 「2020年度燃費基準達成車」とは、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号）（以下、「乗用車判断基準告示」という。）1-1(7)に規定する基準エネルギー消費効率を達成している自動車をいう。
- 六 「2020年度燃費基準+20%達成車」とは、乗用車判断基準告示1-1(7)に規定する基準エネルギー消費効率を、20%以上達成する燃費性能を有する自動車をいう。
- 七 「2022年度燃費基準達成車」とは、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）（以下、「貨物車判断基準告示」という。）1-1(5)に規定する基準エネルギー消費効率を達成している自動車をいう。
- 八 「2022年度燃費基準+20%達成車」とは、貨物車判断基準告示1-1(5)

に規定する基準エネルギー消費効率を、20%以上達成する燃費性能を有する自動車をいう。

- 九 「平成 27 年度燃費基準達成車」とは、乗用自動車判断基準告示 1－1(3)から(6)までに規定する基準エネルギー消費効率を達成している自動車及び貨物自動車判断基準告示 1－1(2)から(4)までに規定する基準エネルギー消費効率を達成している自動車をいう。
- 十 「平成 22 年度燃費基準+25%達成車」とは、乗用自動車判断基準告示 1－1(2)に規定する基準エネルギー消費効率を、25%以上達成する燃費性能を有する自動車をいう。
- 十一 「申請者」とは、自動車を製造又は販売する者で、その製造又は販売に係る自動車について、指定の審査の対象とする自動車として公募に応じようとする者をいう。
- 十二 「燃費基準が定められていない自動車」とは、乗用車判断基準告示若しくは貨物車判断基準告示で燃費基準値が定められていない自動車、又は特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成 21 年国土交通省告示第 933 号）若しくは輸入自動車特別取扱制度の対象となる自動車をいう。
- 十三 「委員会」とは、九都県市低公害車指定委員会をいう。
- 十四 「低公害車一覧表」とは、九都県市指定低公害車一覧表をいう。

2 「指定低公害車」とは、以下に定める自動車をいう。

- 一 平成 30 年基準 超低公害車 (ECO プレミアム)
- ア 電気自動車
  - イ 燃料電池自動車
  - ウ 車両総重量が 3.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成 30 年基準排出ガス 75% 低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車
    - (1) 乗用車（ガソリン乗用車及び L P ガス乗用車）で、2020 年度燃費基準+20% 達成車
    - (2) 小型バス（乗車定員 11 人以上のガソリン乗用自動車）で、2020 年度燃費基準+20% 達成車
    - (3) ガソリン貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022 年度燃費基準+20% 達成車
    - (4) プラグインハイブリッド自動車で、ハイブリッド走行時における燃料消費率が、当該プラグインハイブリッド自動車と使用する燃料を同じくする自動車で、用途、車両重量区分も同じ自動車の 2020 年度燃費基準又は 2022 年度燃費基準を 20% 以上達成する自動車

- エ 車両総重量が3.5トン以下のディーゼル自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準超低公害車（ECOプレミアム）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、以下の燃費基準を満たし、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車
- (1) 乗用車で、2020年度燃費基準+20%達成車
  - (2) 小型バス（乗車定員11人以上の乗用自動車）で、2020年度燃費基準+20%達成車
  - (3) 貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準+20%達成車
- オ ウ及びエ以外の自動車（車両総重量が3.5トン以下のものに限る）であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準 超低公害車（ECOプレミアム）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、燃費値が自動車の種別に応じた、これら各表の平成30年基準 超低公害車（ECOプレミアム）の燃費基準に規定する値以上で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車（燃費基準が定められていない自動車については、大気保全専門部会が審査において、必要な燃費性能を有すると認めた自動車）

## 二 平成30年基準 優低公害車（ECOエネルギー+）

- ア 車両総重量が3.5トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成30年基準排出ガス50%低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車
- (1) 乗用車（ガソリン乗用車及びL Pガス乗用車）で、2020年度燃費基準+20%達成車
  - (2) 小型バス（乗車定員11人以上のガソリン乗用自動車）で、2020年度燃費基準+20%達成車
  - (3) ガソリン貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準+20%達成車
  - (4) プラグインハイブリッド自動車で、ハイブリッド走行時における燃料消費率が、当該プラグインハイブリッド自動車と使用する燃料を同じくする自動車で、用途、車両重量区分も同じ自動車の2020年度燃費基準又は2022年度燃費基準を20%以上達成する自動車
- イ 車両総重量が3.5トン以下のディーゼル自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準 優低公害車（ECOエネルギー+）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、

以下の燃費基準を満たし、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車

- (1) 乗用車で、2020年度燃費基準+20%達成車
  - (2) 小型バス（乗車定員11人以上の乗用自動車）で、2020年度燃費基準+20%達成車
  - (3) 貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準+20%達成車
- ウ ア及びイ以外の自動車（車両総重量が3.5トン以下の中のものに限る）であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準 優低公害車（ECOエネルギー+）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、燃費値が自動車の種別に応じた、これら各表の平成30年基準 優低公害車（ECOエネルギー+）の燃費基準に規定する値以上で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車（燃費基準が定められていない自動車については、大気保全専門部会が審査において、必要な燃費性能を有すると認めた自動車）

### 三 平成30年基準 優低公害車（ECOクリーン+）

ア 車両総重量が3.5トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成30年基準排出ガス75%低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車

- (1) 乗用車（ガソリン乗用車及びLPG乗用車）で、2020年度燃費基準達成車
- (2) 小型バス（乗車定員11人以上のガソリン乗用自動車）で、2020年度燃費基準達成車
- (3) ガソリン貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準達成車
- (4) プラグインハイブリッド自動車で、ハイブリッド走行時における燃料消費率が、当該プラグインハイブリッド自動車と使用する燃料を同じくする自動車で、用途、車両重量区分も同じ自動車の2020年度燃費基準又は2022年度燃費基準を達成している自動車

イ 車両総重量が3.5トン以下のディーゼル自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準 優低公害車（ECOクリーン+）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、以下の燃費基準を満たし、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車

- (1) 乗用車で、2020年度燃費基準達成車
- (2) 小型バス（乗車定員11人以上の乗用自動車）で、2020年度燃費基準達成車

- (3) 貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準達成車
- ウ ア及びイ以外の自動車（車両総重量が3.5トン以下のものに限る）であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準 優低公害車（ECOクリーン+）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、燃費値が自動車の種別に応じた、これら各表の平成30年基準 優低公害車（ECOクリーン+）の燃費基準に規定する値以上で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車（燃費基準が定められない自動車については、大気保全専門部会が審査において、必要な燃費性能を有すると認めた自動車）
- 四 平成30年基準 良低公害車（ECO）
- ア 車両総重量が3.5トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成30年基準排出ガス50%低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車
- (1) 乗用車（ガソリン乗用車及びL Pガス乗用車）で、2020年度燃費基準達成車
- (2) 小型バス（乗車定員11人以上のガソリン乗用自動車）で、2020年度燃費基準達成車
- (3) ガソリン貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準達成車
- (4) プラグインハイブリッド自動車で、ハイブリッド走行時における燃料消費率が、当該プラグインハイブリッド自動車と使用する燃料を同じくする自動車で、用途、車両重量区分も同じ自動車の2020年度燃費基準又は2022年度燃費基準を達成している自動車
- イ 車両総重量が3.5トン以下のディーゼル自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表1－2、中量車にあっては別表1－3の平成30年基準 良低公害車（ECO）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、以下の燃費基準を満たし、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車
- (1) 乗用車で、2020年度燃費基準達成車
- (2) 小型バス（乗車定員11人以上の乗用自動車）で、2020年度燃費基準達成車
- (3) 貨物車（軽貨物車、軽量車及び中量車）で、2022年度燃費基準達成車
- ウ ア及びイ以外の自動車（車両総重量が3.5トン以下のものに限る）であって、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表1－1、軽

貨物車及び軽量車にあっては別表 1－2、中量車にあっては別表 1－3 の平成30年基準 良低公害車（ECO）の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、燃費値が自動車の種別に応じた、これら各表の平成30年基準 良低公害車（ECO）の燃費基準に規定する値以上で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車（燃費基準が定められていない自動車については、大気保全専門部会が審査において、必要な燃費性能を有すると認めた自動車）

## 五 平成 21 年基準 超低公害車

- ア 車両総重量が 3.5 トンを超える自動車で、2016 年規制に適合するものとして、道路運送車両法第 75 条第 1 項に規定する型式指定を受けた自動車、同法第 75 条の 2 第 1 項に規定する型式指定を受けた特定共通構造部を備えた自動車又は同法第 75 条の 3 第 1 項に規定する型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車であって、平成 27 年度燃費基準達成車
- イ ア以外の車両総重量が 3.5 トンを超える自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、別表 2 の平成 21 年基準 超低公害車の排出ガス基準の（1）又は（2）に規定する量以下、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車
- ウ 車両総重量が 3.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成 17 年基準排出ガス 75% 低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車（ただし、ディーゼル車については、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表 3－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表 3－2、中量車にあっては別表 3－3 の平成 21 年基準 超低公害車の排出ガス基準に規定する量以下の自動車とする。）
- (1) ガソリンの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車
- (2) ディーゼルの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車であり、かつ、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車
- (3) L P ガス乗用車で、平成 22 年度燃費基準+25% 達成車
- エ ア、イ及びウ以外の自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、車両総重量が 3.5 トンを超える自動車にあっては別表 2、車両総重量が 3.5 トン以下の自動車で乗用車にあっては別表 3－1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表 3－2、中量車にあっては別表 3－3 の平成 21 年基準 超低公害車の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、燃費値が、自動車の種別に応じた、これら各表の平成 21 年度 超低公害車の燃費基準に規定する値以上で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車（燃費基

準が定められていない自動車については、燃費基準値の規定は適用しない。ただし、プラグインハイブリッド自動車の審査に当たっては、当該プラグインハイブリッド自動車と使用する燃料を同じくする自動車で、用途、車両重量区分も同じ自動車の燃費基準の規定を準用し、当該自動車のハイブリッド走行時における燃料消費率で評価するものとする。)

## 六 平成 21 年基準 優低公害車

- ア 車両総重量が 3.5 トンを超える自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、別表 2 の平成 21 年基準 優低公害車の排出ガス基準の（1）又は（2）に規定する量以下、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車
- イ 車両総重量が 3.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成 17 年基準排出ガス 50% 低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車（ただし、ディーゼル車については、排出する窒素酸化物等の量が、乗用車にあっては別表 3-1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表 3-2、中量車にあっては別表 3-3 の平成 21 年基準 優低公害車の排出ガス基準に規定する量以下の自動車とする。）
- (1) ガソリンの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車
  - (2) ディーゼルの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車
  - (3) L P ガス乗用車で、平成 22 年度燃費基準+25% 達成車
- ウ ア及びイ以外の自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、車両総重量が 3.5 トンを超える自動車にあっては別表 2、車両総重量が 3.5 トン以下の自動車で乗用車にあっては別表 3-1、軽貨物車及び軽量車にあっては別表 3-2、中量車にあっては別表 3-3 の平成 21 年基準 優低公害車の排出ガス基準に規定する量以下、かつ、燃費値が、自動車の種別に応じた、これら各表の平成 21 年 優低公害車の燃費基準に規定する値以上で、大気保全専門部会が審査の上指定した自動車（燃費基準が定められていない自動車については、燃費基準値の規定は適用しない。ただし、プラグインハイブリッド自動車の審査に当たっては、当該プラグインハイブリッド自動車と使用する燃料を同じくする自動車で、用途、車両重量区分も同じ自動車の燃費基準の規定を準用し、当該自動車のハイブリッド走行時における燃料消費率で評価するものとする。）

（公募及び申請手続）

第 3 条 大気保全専門部会は、審査を必要とするものについては、あらかじめ九都県市指定基準を示して、指定の審査の対象とする自動車を公募するもの

とする。

- 2 申請者は、大気保全専門部会に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。なお、燃費基準が定められていない自動車については、カタログ等に掲載されている燃費値（測定方法を併記）に関する資料を提出することとする。ただし、燃費基準が定められていない車両総重量が3.5トンを超える自動車は、その限りではない。
  - 一 九都県市指定低公害車指定申請書（別記様式1）
  - 二 排出ガス浄化性能及び燃費性能に関する試験結果
- 3 現に審査を経て指定されている指定低公害車と同一構造で、車名、型式等の異なる自動車を販売しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添えて大気保全専門部会に申請することができる。
  - 一 九都県市指定低公害車指定申請書（別記様式1）
  - 二 指定低公害車と当該自動車の排出ガス浄化性能が同等であることを証明する資料
  - 三 燃費性能に関する試験結果（燃費基準が定められていない車両総重量が3.5トンを超える自動車は不要。ただし、燃費基準が定められていない車両総重量3.5トン以下の自動車については、カタログ等に掲載されている燃費値（測定方法を併記）に関する資料を提出すること）
- 4 第2条第2項に掲げる指定低公害車に対して、排出ガス浄化性能又は燃費性能に影響を与えない改造（原動機、燃料装置、排出ガス処理装置等に改造がないものをいう。）を行った自動車を販売しようとする者は、第2条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添えて大気保全専門部会に申請することができる。
  - 一 九都県市指定低公害車指定申請書（別記様式1）
  - 二 行った改造が排出ガス浄化性能に影響を与えないことを証明する資料
  - 三 行った改造が燃費性能に影響を与えないことを証明する資料（燃費基準が定められていない車両総重量が3.5トンを超える自動車は不要。ただし、燃費基準が定められていない車両総重量3.5トン以下の自動車については、カタログ等に掲載されている燃費値（測定方法を併記）に関する資料を提出すること）

#### （審査及び指定）

- 第4条 大気保全専門部会は、原則として、申請者から提出された申請書及びその添付資料の内容を審査し、指定低公害車の指定を行うものとする。
- 2 大気保全専門部会は、前項の審査に当たり、必要がある場合は、申請した自動車に関する、次の各号に関する事項の報告及び説明を求めることができる。
  - 一 排出ガス浄化性能及び燃費性能に関する試験結果の根拠

二 排出ガス低減技術及び燃費向上技術  
三 使用過程における窒素酸化物等の排出量、燃費性能及び排出ガス低減技術等

- 3 大気保全専門部会は、燃費基準が定められていない自動車について第1項に基づき燃費性能を審査するために、必要な追加資料の提出を求めることができる。
- 4 大気保全専門部会は、第1項の審査に当たり、必要があると認めるときは確認試験を行うことができる。
- 5 大気保全専門部会は、第1項の審査を行うに当たっては、原則として、委員会の意見を聞くものとする。
- 6 大気保全専門部会は、第1項の規定にかかわらず、第3条第3項又は第3条第4項による申請があったものについては、現に指定されている指定低公害車に係る排出ガス浄化性能及び燃費性能が同等と認められる自動車について、九都県市指定基準に適合したものとして指定することができる。

(指定の通知)

- 第5条 大気保全専門部会は、審査を経て指定低公害車として指定した場合は、これを公表し、当該申請者に九都県市指定低公害車指定書（別記様式2）により通知することとする。
- 2 大気保全専門部会は、第4条第1項に規定する審査の結果、指定をしない場合は、当該申請者に九都県市指定低公害車の審査結果について（別記様式3）により通知することとする。

(低公害車一覧表の作成及び周知)

- 第6条 大気保全専門部会は、以下の各号で掲げる指定低公害車について、低公害車一覧表を作成し、広く周知するものとする。
- 一 第4条の規定により、指定したもの
  - 二 第4条の規定によらないものについては、該当する指定低公害車の製造者又は販売者が、九都県市指定低公害車一覧表掲載申込書（別記様式4）により申し込んだもの

(証票の貼付)

- 第7条 大気保全専門部会は、指定低公害車を製造又は販売する者に対して、当該製造又は販売する自動車に、九都県市指定低公害車証を貼付するよう求めるものとする。

(九都県市指定基準等の変更)

第 8 条 大気保全専門部会は、排出ガス浄化性能又は燃費性能に係る技術開発の状況等により、九都県市指定基準を変更することが必要であると認めるとときは、委員会の意見を聴いて九都県市指定基準を変更するものとする。

(製造状況等の報告等)

第 9 条 大気保全専門部会は、必要がある場合は、低公害車一覧表に掲載した自動車を製造又は販売する者に対し、指定低公害車の製造及び販売状況、並びに排出ガス浄化性能又は燃費性能に関する性能試験結果等について、必要な事項の報告及び説明を求めることができる。大気保全専門部会の求めに応じ、速やかに九都県市指定低公害車製造・販売状況報告書（別記様式 5）を提出するものとする。

(追跡試験の実施)

第 10 条 大気保全専門部会は、必要がある場合は、指定低公害車について、排出ガス浄化性能又は燃費性能に関する試験を行うことができる。

2 大気保全専門部会は、前項の試験を行うに当たっては、原則として、委員会の意見を聞くものとする。

(指定の解除)

第 11 条 大気保全専門部会は、指定低公害車について、次表左欄に掲げる場合に該当すると認められるときは、右欄に掲げる期日以降にその指定を解除することができる。

(1) 第 8 条の九都県市指定基準の変更により、第 2 条第 2 項の規定に適合しなくなる場合	変更後の指定基準の適用の日
(2) 既に指定した自動車の製造・販売を中止した旨の報告を受けた場合	報告を受けた日
(3) 別表「九都県市指定基準」の基準に適合しなくなった場合	該当日
(4) 通常の走行状態において、排出ガス浄化性能又は燃費性能が著しく低下すると認めた場合	大気保全専門部会が認定した日

- 2 前項の規定は、既に運行の用に供されている自動車には遡及しない。
- 3 指定低公害車を製造又は販売する者は、当該自動車の製造又は販売を中止した場合、速やかに大気保全専門部会に九都県市指定低公害車指定解除依頼書（別記様式 6）を提出するものとする。
- 4 大気保全専門部会は、第 1 項の規定に基づき指定を解除するときは、指定書

により通知をした者に対し、九都県市指定低公害車指定解除通知書（別記様式7）を交付するものとする。

- 5 大気保全専門部会は、第1項の表中(4)に該当すると認められ、第1項の規定に基づき指定を解除しようとするときは、原則として、委員会の意見を聴くものとする。

（低公害車一覧表からの削除）

第12条 大気保全専門部会は、第6条第二号の規定により申込み、掲載した指定低公害車が、不正の手段により指定低公害車となっていた場合には、低公害車一覧表から削除することができる。

（公表）

第13条 大気保全専門部会は、低公害車の普及拡大の趣旨に則り、不正の手段により指定低公害車の申請及び申込を行った者に関する次の各号について、公表することができる。ただし、公表しようとするときは、あらかじめ、低公害車の申請及び申込を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

- 一 申請者の名称
- 二 申請者の所在地
- 三 代表者の氏名
- 四 不正の手段の内容
- 五 その他大気保全専門部会が必要と認める事項

（庶務）

第14条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は大気保全専門部会が定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この指針は、平成8年3月29日から実施する。

（経過措置）

- 2 東京都が平成8年3月29日までに「東京都指定低公害車」に指定した自動車は指定低公害車として認めるものとする。

附 則（平成9年6月1日）

（実施期日）

この指針は、平成9年6月1日から実施する。

(略)

附 則（平成 30 年 8 月 22 日）

（実施期日）

- 1 この指針は、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。  
（経過措置）
- 2 旧指針（平成 30 年 9 月 30 日以前に施行されていた指針）において、平成 21 年基準 超低公害車と指定した電気自動車及び燃料電池自動車は、平成 30 年基準 超低公害車（ECO プレミアム）として扱う。
- 3 指針第 2 条第 2 項第五号及び第六号に掲げる自動車のうち、車両総重量が  
3.5 トン以下の自動車の申請・申込期限日は下表のとおりとする。

区分	平成 21 年基準 指定申請・申込期限日
乗用車、軽量車	2020 年度第 1 回九都県市指定低公害車の 申請・申込期限
軽貨物車、中量車	2021 年度第 1 回九都県市指定低公害車の 申請・申込期限

- 4 旧指針（平成 30 年 9 月 30 日以前に施行されていた指針）に基づき指定した自動車及び指針第 2 条第 2 項第五号及び第六号に掲げる自動車のうち、車両総重量が 3.5 トン以下の自動車の指定解除日は下表のとおりとする。

区分	平成 21 年基準指定解除日
乗用車、軽量車	2021 年 3 月 31 日
軽貨物車、中量車	2022 年 3 月 31 日

※電気自動車、燃料電池自動車は附則第 2 項の適用により平成 30 年基準 超低公害車（ECO プレミアム）として扱われる。

- 5 2022 年 3 月 31 日をもって、別表 3-1 から 3-3 及びこれらの表に係る規定については、廃止する。